第3				訂素案)意見への対応	
器議会資料書号	分類	項目	反映状況		対応
1	第1章	その他	第1章 p1-2	・基本目標の項目ごとの頭に、基本目標1 同2 同3と付記すべき。	・p1-2を修正しました。
2	第1章	その他	p5	・最近の洪水を見ると、土石流が起 こっているようなこともあり、もう少 し現実として厳しくなってるという表 現で書いてほしい。	・里地里山の荒廃がどれほど生態系サービス機能の低下に起因しているか、因果関係が明確ではないため、「懸念されています」という表現を残すこととしたいが、現状で全く影響していないとも言えないため「招く」という表現は削除しました。
3	第1章	COP25	第 1 章 p4	・COP25など、重要な環境問題に関する 最近の話題やトピックをもっと載せて ほしい。	・プラスチックごみやCOP25について追記しました。
4	第1章	プラスチッ クごみ	第 1 章 p4	・プラスチックごみが急に話題になっ ており、背景を知りたい。	・プラスチックごみについて追記しました。
5	第1章	C0P25	第 1 章 p4	・COP25について知りたい。	・COP25について追記しました。
6	目標 1	エコエネルギー	I-課題 I-1(2)① p18,19	・「景観等」の表現が弱い。雨が降ったら、大量に水が道路にあふれ、乾けば粉じんが飛散し、パネルで熱が発生するのでその周辺の温度も高い。環境破壊をもう起こしている。	・「環境影響評価法や条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導」に修正しました。
7	目標 1	生物多様性	I -1 (3) 4 p21	・セアカゴケグモやヒアリについて、 「防除」という言葉も入れるべき。	・「積極的な防除に努めるとともに」を追記しました。
8	目標 1、目 標 4	エコエネルギー	I -1 (4)	・里山林、海岸線の海岸林も放置されている。メガソーラーなどの発電施設の建設のために解除され、保安が減っている。	・メガソーラー建設に伴う保安林解除は、解除要件を満たさないため、許可した案件はなく、メガソーラー建設に伴う保安林の減少はありません。 過去の保安林解除は、森林法に基づき、地方公共団体による土地利用など公益上の理由が発生した場合のみ行なわれています。 なお、計画的な民安林指定に努めており、指定面積は年々増加しています。 海岸林のうちの保安林では、保安林改良事業や保育事業により、保安林機能の維持増進に努めていき ます。 今後も引き続き、保安林の適正な管理に努めていきます。
9	目標 1	エコエネルギー	I-課題 I-1(2)① p18, 19	・「景観等」はあいまい。歴史や文化 財の保全を出してほしい。	・「環境影響評価法や条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導」に修正しました。
10	目標 1	その他	I -1 II -2	・水源になるような大事な場所を守る 方法はないのか。県の活動ができるだ け市町村に反映出来るようにしてほし い。	・法的規制等が無い又は弱い地域にある生物の多様性 豊かな自然環境が保たれた場所を「おおいたの重要な 自然共生地域」として選定し、公表しています。 ・現在、別府市、豊後大野市、由布市、日出町及び玖 珠町の5市町が水源保全に係る条例を制定しています。 水源保全条例は、水源地域の状況や利水の状況は地 域ごとで異なるため、地域の実情に応じて市町村が定 めることが適当であり、市町村が条例を制定する場合 は、県が技術的支援を行います。 なお、1haを超えて森林を開発する場合、森林法に 基づく許可が必要で、「水の確保」は許可基準の一つ になっています。
11	目標 1	エコエネルギー	I-課題 I-1(2)① p18,19	・景観等に配慮しての文言が弱い。 ソーラーパネル周辺の泥水や粉じん、 周辺の高温などが問題となっている。 再生可能エネルギーの促進による弊害 が出ている。	・「環境影響評価法や条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導」に修正しました。
12	目標 1	生物多様性	I -1 (3) ③ p21	RDBの改訂を入れてほしい。	・レッドデータブックおおいた2011の見直しについて 追記しました。
13	目標 1 一 1	生物多様性	I -1 (3) 4 p21	特定外来生物について、植物、例えば オオハンゴウソウやキンケイギクを入 れてほしい。	・オオハンゴウソウなどを追記しました。
14	目標 1 1	生物多様性	I -1 (3) ⑤ p22	・標本の改修を加えるべき。	・自然史標本庫について追記しました。

第3	次大分! 分類	<u>杲環境基本</u> │ 項目	計画 (改	<u>訂素案)意見への対応</u> 意見要旨	対応
15	目標 1 - 1	森林	I -1 (4) ② p23	・私有林に関して現在森林組合等が管理しているところもあるが実際は後継者、承継者が地元におらず組合を脱退し放置林となっているところも多い。対策をお願いしたい。	・H31.4施行の森林経営管理法に基づき、市町村が必要に応じて、経営意欲のない所有者(所在不明を含む)から森林を集積して適切に間伐等を行えることから、森林経営管理制度について追記しました。
16	目標 1 一 1	その他	I-1現状 p16	・◆豊かな自然について、世界農業遺産、国東半島の中心となる両子山、ため池、クヌギ林などの自然景観をもう少し記述してはどうか。	・世界農業遺産について追記しました。
17	目標 1 一 1	その他	I-1現状 p13	・ニホンジカは、国東だけでなく県内 各地で生息域が拡大している。	・意見を受け削除しました。
18	目標 1	森林	I -1 (4) ③ p23	・指標目標「災害に強い森林づくり実施面積」のR6年の目標値25haは、H30年の36haに比べ低い目標。C02吸収、洪水の抑制、水の涵養効果を考慮すると目標値を高くすべき。	・H29年災を受け、緊急対策支援も利用し、R2年度まで前倒しで実施することとしています。R3年以降は25ha目標で緊急性の高い箇所から優先的に取り組んでいきます。緊急性の高い箇所は現在データベースを作成中で、それをもとに判断していきます。
19	目標 1 一 1	生物多様性	I -1 (3) ④ p21	・ヒアリについて記載すべき。	・今回の改訂でヒアリについて追記しました。
20	目標 1 一 1 目標 2	エコエネルギー	I-課題 I-1(2)① p18, 19	「景観に配慮」について、再生可能エネルギーの導入で生じている水質汚濁 やパネル周辺が高温になる等の新たな 環境問題に対応してほしい。	・「環境影響評価法や条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導」に修正しました。
21	目標 1 一 1 目標 2 一 4	その他	p22	・充分な規制が行き届いてないので守られていない地域は干潟、食品ロスの 削減はフードバンクといった具体的な 言葉にいれてほしい。	・法的規制等が無い又は弱い地域にある生物の多様性 豊かな自然環境が保たれた場所を「おおいたの重要な 自然共生地域」として選定し、公表しています。 ・食品ロスの削減について意見を受け修正しました。
22	目標 1 一 2	その他	I -2 (5) ① p30	・農山漁村の少子高齢化により後継者、承継者が不在のため耕作放棄地が増えている。継者育成と移住者受入を推進する対策も計画に入れてほしい。	・意見を受け、担い手の確保・育成について追記しま した。
23	目標 1 — 2	指標	I -2 p32	・指標「国・県指定文化財数」「県立歴史博物館〜の利用者数」基準年と現状を比べた伸び率からすると、今後5年間の目標値数字は低いのでは。	・文化財の指定にあたっては、本県長期総合計画策定時の考え方に基づき、H26の基準値894件をベースラインとして、毎年5件程度、新規指定を増やすことを目標値としています。過去の実績は、毎年4件~7件程度の指定数増の結果で、文化財の新規指定が後も、本県長期総合計画策定時に定めた目標値を維持していきます。・3施設は、本県長期総合計画策定時の考え方に基づき、3施設は、本県長期総合計画策定時の考え方に基づき、3施設は、本県長期総合計画策定時の考え方に基づき、3施設あわせて毎年約0.5千人の利用者数増を目指しています。施設利用者数の前半期伸び率へ移転リーニューアルし、施設利用者数が3倍になったを以界立りにの埋蔵文化財センターの利用者数が3倍になったため、最終年度(R6)の目標値を上方修正しています。
24	目標 2 一 2	水環境	II -2 (2) ① p45	中の清掃活動も重要。	・意見を受け修正しました。
25	目標 2 一 2	土壌環境	Ⅱ-2課題 Ⅱ-2(3)① p42,46	・土壌について、3000m2を超えると県の許可が必要だが、3000m2以下を複数回に分けて持ち込まれる分も、規制してほしい。	・すべての土砂等のたい積行為に適用される土壌の安全基準及び市町村の土砂等条例の適用を踏まえ、追記しました。

第3	次大分! 分類	県環境基本 項目	計画 (改 反映状況	<u>訂素案)意見への対応</u> 意見要旨	対応
26	目標 2 - 2	土壌環境	II-2課題 II-2(3)① p42,46	・土壌の移動の調査を行っているなら 計画に書いてほしい。	・すべての土砂等のたい積行為に適用される土壌の安全基準及び市町村の土砂等条例の適用を踏まえ、追記しました。
27	目標 2	バイオマス	II −4 (3) ① p55	・バイオマスのゴミの処理の広域化を 入れられないか。	・意見を受け、広域的なバイオマスの利活用について 追記しました。
28	目標 2 一 4	バイオマス	п -4 (3)	・バイオマスタウン構想など、小規模 で循環型なものは入れないのか。	・R2年度策定予定の第5次大分県産業廃棄物処理計画において、新たな広域処理の方針等を検討していきます。 ・県では市町村だけでなくその範囲を超える広域的なバイオマスの利活用を推進していますが、小規模なものについては市町村主体でバイオマス活用を検討することとなっています。
29	目標 2 一 4	食品ロス	II -4 (2) (4) p55	・表示を賞味期限ではなく消費期限に するなど、食品ロスをなくすための仕 組みづくりや、ハード面の整備が少な い。	・「消費期限」「賞味期限」は食品表示法に基づく食品表示基準に定められており、期限を超えた場合であっても品質が急速に劣化しにくい食品について、消費期限を冠することは相応しくありませんが、意見を受け、「消費期限」「賞味期限」や適正な食品の取扱いの周知について追記しました。
30	目標 2 一 4	プラスチッ クごみ	П-4(2)	・プラスチックごみ対策について、レ ジ袋削減推進協議会を活用し、拡充し ていくべき。	・レジ袋削減推進協議会の活動を生かして、新たなプラスチックごみ対策の取組を検討中です。
31	目標 2 一 4	プラスチッ クごみ	II-4現状 II-4(2)② ③ p51,54	プラスチックゴミの現状、食品ロスの問題で、県内の現状について触れて欲しい。マイクロプラスチックについては、今後どのような対策を行う予定かだけでも触れておく必要がある。	・意見を受け、レジ袋無料配布中止のこれまでの取組や、マイクロプラスチックについて追記しました。・県内の食品ロスによる食品廃棄物量は、現時点で推計できないため記載していませんが、今後構築する消費者、事業者、行政等の連携による推進体制などを活用し、情報収集に努めていきます。
32	目標 2	食品ロス	II -4 (2) 4 p55	・食品ロスについて、消費期限の言葉 が混同しやすい。両言葉の理解が問題 の改善につながる。	・意見を受け、「消費期限」「賞味期限」や適正な食品の取扱いの周知について追記しました。
33	目標 2 - 4	プラスチッ クごみ	Ⅱ-4現状 Ⅱ-4(2)② p51,54	・マイクロプラスチックについても書 いてほしい。	・意見を受け、マイクロプラスチックについて追記し ました。
34	目標 2	プラスチッ クごみ	II-4(2)② ③	・廃プラの処理について、輸出ができなくなったため、より具体的に対策を 進める必要がある。	・今回の改訂で、プラスチックごみ対策の推進について小項目を追加するとともに、プラスチックごみ対策の啓発事業を検討中です。
35	目標 2 一 4	リデュース	II -4(2)③	・3 Rで特に重要なのはリデュースで はないか。	・現行計画でリデュースの小項目は1つでしたが、今回の改訂で2つに拡充しました。さらなる取組については、第4次環境基本計画策定時の検討事項としていきます。
36	目標 2 一 4	リデュース	п-4(2)③ ④	・リユース、リサイクル関連事業の推進が目立つが、リデュース面の事業を 今後検討すべき。	・現行計画でリデュースの小項目は1つでしたが、今回の改訂で2つに拡充しました。さらなる取組については、第4次環境基本計画策定時の検討事項としていきます。
37	目標 2 一 4	プラスチッ クごみ	II-4現状 II-4(2)② ③④ p51,54	・プラスチックごみや食品ロスの削減 について、県内の現状を記載すべき。	・意見を受け、レジ袋無料配布中止のこれまでの取組や、マイクロプラスチックについて追記しました。・県内の食品ロスによる食品廃棄物量は、現時点で推計できないため記載していませんが、今後構築する消費者、事業者、行政等の連携による推進体制などを活用し、情報収集に努めていきます。
38	目標 2 一 4	食品ロス	Ⅱ-4現状 p52	・食品ロスについて、国民運動ではな く県民運動に修正すべき。	・意見を受け修正しました。
39	目標 2	プラスチッ クごみ	Ⅱ-4現状 Ⅱ-4(2)② p51, 54	・マイクロプラスチック問題について 記載すべき。	・意見を受け追記しました。
40	目標 2 - 4	食品ロス	II -4 (2) (4) p55	・フードバンクという言葉を入れない のか。	・意見を受け修正しました。
41	目標 2 - 4	食品ロス	II -4 (2) ④ p55	・フードバンクについて、貧困等により、必要な食べ物を十分に入手することができない方に提供と言うと、上から目線に感じる。未利用食品の有効利用など、そういう表現にすべき。	・意見を受け修正しました。
42	目標 2 - 4	プラスチッ クごみ	Ⅱ-4現状 p51	・プラスチックごみ削減の現状のとこ ろで、何を有料化するのかわからな い。	・意見を受け修正しました。

第3	次大分! 分類	県環境基本 │ 項目	計画 (改 反映状況	<u>訂素案)意見への対応</u> 意見要旨	対応
43	目標 2 一 4 目標 4 一 1	その他		・太陽光発電のパネルの廃棄について、災害で壊れてしまったものも既に 出ており、有資源化について記載してほしい。	・意見を受け、太陽光発電設備等の廃棄に備えた取組を追記しました。
44	目標3	エコエネルギー		・再生可能エネルギーは増やさないといけないが地域の自然や水環境で問題があり、全てがウィンウィンにはならない。	・エコエネルギーの導入にあたっては、自然環境や景観、生活環境に関して、導入地域での調和や共生を十分考慮するとともに、地域住民の理解を得る必要があり、環境影響評価法や条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境等への影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導していきます。
45	目標3	温暖化	ш, V	・きゅうりやいちごは一年間食べられ、エアコンがあるから異常高温は関係なく、今の異常さを感じ取っていない。県の温暖化による現状を県民に知らせる必要がある。	・地球温暖化対策は、県民一人ひとりの行動が大切であり、環境教育や啓発活動等を通じて、引き続き県民に周知していきます。委員の皆様にも、ご協力をお願いしたいと考えています。
46	目標3	適応策	ш-4	・地域気候変動適応計画の策定・実施 や適応センターの設置について具体的 な加筆が必要。	・適応計画の策定や適応センターの設置はR2年度中となるため、詳細な取組は第4次計画等で記載していきます。
47	目標3	その他	第1章 Ⅲ-1,4	・「パリ協定」に関する記述が散見される。	・それぞれの項目(情勢、目標3-1、目標3-4) に応じた内容を記載しています。
48	目標3	温暖化	Ⅲ-1(1)① p60	・蓄電池は家庭における排出抑制になるため、蓄電池を追記すべき。	・意見を受け蓄電池の導入について追記しました。
49	目標 3 一 1	温暖化	Ⅲ-1 (1) ④ p62	・消費と温暖化を関連づけるべき。エシカル消費、クールチョイスを記載してほしい。	・意見を受け「COOL CHOICE(クールチョイス)」に ついて追記しました。
50	目標3	温暖化	Ⅲ-1(1)④ p62	・環境のイベントをのぞいた時に、 クールチョイスの参加を呼びかけられ た。とても大事なことと思ったので、 この計画にもしっかり書いておいてほ しい。	・意見を受け「COOL CHOICE (クールチョイス)」に ついて追記しました。
51	目標3	その他	п-4(1) ① p52	・太陽光パネルの分別、資源化、適切 な処理体制の確立を研究してほしい。	・意見を受け、太陽光発電設備等の廃棄に備えた取組を追記しました。
52	目標3	その他	II -4(1)① p52	・パネルが放置される懸念があるが、 実際に放置された例はまだない。企業 で動いているのは、中古品の買い取り で。廃棄までに至っていない。	・太陽光発電設備等の廃棄に備えた取組を追記しました。
53	目標3-2	エコエネルギー	I -課題 I -1(2)①	・むやみな(災害を起こしかねないような)森林伐採によるソーラー大規模 発電の規制を考えてほしい。	・森林法では、森林の無秩序な開発を防ぐため、1 h a を超える開発については、県知事の許可を必要電施でいます。(林地の開発許可であり、太陽光発電施設建設の許可ではない)の要件(災害の防止・水審査にあったって、4つの要件(災害の防止・水審査にあったって、4つの要件(災害の防止・水審査にあったす場合は許可しなければならない、事ではないである。は、要性を満しています。規制する権限はありませんが、自然環境に甚大な悪影響を与えるような開発に対していきます。現制する権限はありませんが、自然環境に長親の保全とココエネルギーの導入にあたっては、調和も必要に基づき、上、大の表に基づき、単級人の表響がだけでなく、景観、大震するとは、単級人の表響だけでなく、景観をといるよう情報では、場合に基づき、自然環境としていきます。
54	目標3 -3	その他	ш-3(2) p70	・「非住宅建築物」について、一級設計士等の高度な訓練・教育を受けた 人々だけを指しているように見受けられる。その他の専門職の人も、人材育成していくべき。	・農林水産部では、非住宅建築物の木造化を推進するため、平成28年度から木造を担える建築士の育成のための研修会等を開催しており、研修内容等について土木建築部と協議するなど、連携して取り組んでいます。 研修会は、一級建築士をはじめ二級建築士、工務店やプレカット企業などに勤務している関係者を対象としており、引き続き、広く参加者を募集していきます。

第3	次大分 !	県環境基本 │ 項目	計画(改	<u>訂素案)意見への対応</u> 意見要旨	対応
55	目標3 -3	森林	ш-3(2)	・持続可能な森林経営で、森林の多面 的機能を維持・発揮ができる。持続可 能な森林経営には、森林資源の有効利 用が必要であるため、指標について、 公共工事への森林資源利用を検討して ほしい。	・平成23年度に設置した地域材利用促進会議において、公共工事における木材利用を全庁関係部署に呼びかけており、土木建築部、農林水産部など公共工事を所管する部署で木材利用に取り組んでいます。
56	目標3-4	防災	ш-4	・温暖化と自然破壊でおこる自然現象 を防ぐための公共事業について書いて ほしい。	・本計画の改訂ではp73の記述に留めていますが、国 土強靱化基本法に基づき作成している大分県地域強靱 化計画や、災害対策基本法に基づき作成している地域 防災計画において、治山、治水、海岸、砂防等に関す る災害予防を記載しています。
57	目標3-4	防災	ш-4	・防災のことをもっと書き足してよい のでは。	・本計画の改訂ではp73の記述に留めていますが、国 土強靱化基本法に基づき作成している大分県地域強靱 化計画や、災害対策基本法に基づき作成している地域 防災計画において、治山、治水、海岸、砂防等に関す る災害予防を記載しています。
58	目標 3 一 4	防災	ш-4	・防災は関心がとても高いので書き足 してほしい。	・本計画の改訂ではp73の記述に留めていますが、国 土強靱化基本法に基づき作成している大分県地域強靱 化計画や、災害対策基本法に基づき作成している地域 防災計画において、治山、治水、海岸、砂防等に関す る災害予防を記載しています。
59	目標3 - 4	防災	-	・水害に関するハザードマップの再点 検を各市町村にしてほしい。	・県内の水位情報周知河川等84河川94か所について、想定し得る最大規模の降雨に河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として新たに指定し、昨年5月に公表しました。これをもとに、該当市町では、洪水ハザードマップの改訂を行っています。
60	目標3	適応策	Ⅲ-4 p73	・林業作業者の関係のみ具体的に書か れている。	・意見を受け修正しました。
61	目標3 -4	適応策	ш-4	・短期間で対応できるもの、長期、時間をかけないとできないもので分ける とわかりやすいのでは。	・今回の改訂では、国が策定した「気候変動適応計 画」の分野別施策の順番に合わせた記載をしていま す。
62	目標3	適応策	Ⅲ-4 p73	・適応策の指標について、取組に関する指標を設定すべき。熱中症の一時避 難所の数など。	・熱中症対策の指標として「熱中症一時休憩所設置箇 所数」のほか、「温暖化適応品種の導入割合(ぶどう 品種:シャインマスカット)」を追加しました。
63	目標3	適応策	ш-4	・漁業の養殖ヒラメの高温障害対応な どの漁業についても掲載が必要。	・高温耐性品種への転換など高温障害を軽減する対策を実施するという文章には、農林水全ての分野を含んでいます。 なお、養殖ヒラメについては国や民間企業が高水温等に起因する疾病に対し耐性を有する種苗を生産しています。大分県でも高水温耐性ヒラメの生産を進めてきましたが、民間企業による生産販売が盛んであることから平成29年をもって取り組みを終了しました。
64	目標3 -4	適応策	Ⅲ-4	・適応策の取組について、県民全体への影響から個別事項への並び替えては どうか。	・今回の改訂では、国が策定した「気候変動適応計 画」の分野別施策の順番に合わせた記載をしていま す。
65	目標3 -4	適応策	Ⅲ-4現状	・「台風の最大強度の増加等が生じ」 を「「強い」勢力以上の台風の増加等 により」に修正してはどうか。	・意見を受け修正しました。
66	目標4	SDGs	参考資料	・基本目標 4 こそSDGsを具体的に 入れ込むべき。	・今回の改訂では、各基本目標が共通のSDGsゴールを 設定し、認識することを目指しています。より具体的 な取組については、第4次環境基本計画策定時に向け 検討していきます。
67	目標 4	指標	IV-2(1)	・農業関連の目標設定は、科学的根拠に乏しいのではないか。農業が及ぼす環境負荷について、指標を、「土壌分析をして最適な施肥をしているか」にしてはどうか。	・県では、IPMやGAPの推進等、本来の環境負荷 低減の取組も推進しており、計画にも反映していま す。指標については、把握可能な項目である農薬・肥 料の使用量を設定しています。
68	目標4	指標	IV-2(1)	・減農薬について、指標を、地域一斉 の草切りをした件数、病害予測の実施 件数にしてはどうか。	・県では、IPMやGAPの推進等、本来の環境負荷 低減の取組も推進しており、計画にも反映していま す。指標については、把握可能な項目である農薬・肥 料の使用量を設定しています。

第3	次大分 ! 分類	県環境基本 項目	計画(改 反映状況	(訂素案) 意見への対応 意見要旨	対応
69	目標4	指標	IV −2 (1)	・農薬肥料の指標について、具体的な 提案はできないが、現行で進めていく としても新しい指標の作り方を検討し てほしい。	・県では、IPMやGAPの推進等、本来の環境負荷 低減の取組も推進しており、計画にも反映していま す。指標については、把握可能な項目である農薬・肥 料の使用量を設定しています。
70	目標 4 一 1	循環型環境 産業	IV-1 (2) p75	・県が認定したリサイクル製品について【行政が率先して利用し】、またパンフレットの・・・と加筆し、行政の姿勢を示すことが必要では。	・意見を受け修正しました。
71	目標 4 一 1	その他	IV-1 (2)	・リサイクル製品について、紙媒体の パンフレットだけではなく、色んな媒 体を使ってのPRが効果的。	・認定があれば県庁のHPに公開や、交付式を行い、 報道が入ったりプレスにも公表し、多面的にPRを 行っており、今後とも多様な方法で効果的なPRを検 討していきます。
72	目標 4	水産	IV-課題 p76	・漁業後継者がいないので、漁業者自らが徹底した資源管理はほとんど不可能。漁業者の高齢化や後継者の不足があり、環境もどう保全するかが問題。自らによる漁業管理は無理だと思うので表現を改めてほしい。	・船ごとに漁獲量を規制する資源管理は、準備が整った大臣許可漁業から導入される予定です。その他の本県沿岸漁業では漁業者による自主的管理が引き続き重要になってきます。 各漁協支店では資源管理計画を策定しており、今後内容の強化を図ることとしています。 また、栽培漁業とは種苗放流による資源造成を行いながら漁業の増加を目指すものです。 ・漁業者の高齢化や後継者不足について、漁業学校の開催などで担い手の確保・育成を進め、活力ある漁村づくりを進めているところであり、意見を受け修正しました。
73	目標 4 一 2	環境教育	V-2(1) (4) p84	・干潟の保全など環境保全をするグ ループと漁業関係者をつなげるのが行 政の役割。	・意見受け、NPO等との協働について追加しました。 ・なお、現在、水産多面的機能発揮対策事業により漁業者自らが中心となって活動組織をつくり、藻場・干潟の保全活動を実施しています。佐伯市の名護屋地区藻場保全活動組織にはNPOの方もメンバーに加わり活動を行っています。
74	目標 4 一 2	環境教育	V-2(1) 4 p84	・市民や関係者の意識を高めるときに、目標を明確にすることが大事。プラごみ削減が、漁業資源を増やすという目標をシェアすると、他の業界の人も取り組んでくるのではないか。	・意見受け、NPO等との協働について追加しました。
75	目標 4 一 2	森林	IV-2(2) p78	・大分県の森づくりを大きくテーマと して取上げ、観光面から森づくりの重 要性を打ち出して欲しい。	・意見を踏まえ、循環型林業の確立に向けた再造林の 徹底や、森林のもつ保健・レクレーション機能につい て追加しました。
76	目標 4 一 2	指標	IV-2(1)	・化学肥料の使用量だけで指標を決めるのは、疑問がある。違う視点で数値 化できたらよい。	・県では、IPMやGAPの推進等、本来の環境負荷 低減の取組も推進しており、計画にも反映していま す。指標については、把握可能な項目である農薬・肥 料の使用量を設定しています。
77	目標5	環境教育	V-1(1)2	・教育という言葉は子供たちだけのものではない。一般市民が一個人として学びに来る場を設定するようなことを入れるべき。	・現行計画に記載している、県民一人ひとりの環境に 関する意識を高め、あらゆる世代、あらゆる場におけ る環境教育を、今後とも推進していきます。
78	目標5	具体的な行 動	V-1 (2) p81	・カーボンオフセットトライ事業で、 回収率18%というのは非常に高い協力。	・今回の改訂で、目標 V 1 (2) を新たに設け、具体的な行動を促進する取組を新たに追加しました。
79	目標 5	具体的な行 動	V-1 (2) p81	・今回のラグビーのように楽しくやる と輪が広がる。観光や健康福祉のス ポーツと組み合わせプラスチックのご み拾いをすると広がるんじゃないか。	・今回の改訂で、目標 V 1 (2) を新たに設け、具体的な行動を促進する取組を新たに追加しました。
80	目標5	その他	V-1, 2	・積極的に活動している集落などを集 落単位で表彰してはどうか。	・おおいたうつくし作戦功労者感謝状の贈呈を毎年第 1回おおいたうつくし作戦県民会議で実施しています。今後も積極的に情報収集し、表彰を行っていきます。
81	目標 5	具体的な行 動	V-1 (2) p81	・RWCで、自発的に海岸清掃を行い、タグラグビーの市民の笑顔を見て、地域の自然も守っていかないといけないという意識になった。	・今回の改訂で、目標 V 1 (2) を新たに設け、具体的な行動を促進する取組を新たに追加しました。
82	目標 5	ネットワーク	V-1, 2	・うつくし隊について、どの地域で誰がどんな活動をしているか見えてこない。県が広報に工夫し、横のつながりを強めると輪が広がったり、活動が見えると参加する人も増えるのではないか。	・活動の参加者募集情報や実施情報を、それぞれの団体が自由にマップに書き込み、一目でわかるようにする「うつくし作戦マップ」や、フェイスブックで、活動の情報発信や共有を図っており、今後とも積極的に広報を行い県民の認知を高めていきます。

第3	次大分! 分類	県環境基本 □ 項目	計画 (改	<u>訂素案)意見への対応</u> 意見要旨	対応
83	目標5	温暖化	Ⅲ-1(1)④ p62	・徳島県では、ethical(エシカル)ク ラブを各小学校に作っており、そう いった考えをいれてはどうか。	・意見を受け「COOL CHOICE(クールチョイス)」に ついて追記しました。
84	目標5	環境教育	V-2(2)① p84	・人づくりについて、PTAの活動等で境 教育アドバイザーを活用し、子どもや 保護者の環境教育を進められるのでは ないか。	・意見を受け追記しました。
85	目標 5	その他	V-1, 2	・うつくし感謝祭について、意義・目 的の明確化、出展者への支援を強化 し、反省を次年度に生かせば充実した イベントとなる。	・うつくし感謝祭実行委員会の中でしっかり議論して おり、引き続き取り組んでいきます。
86	目標 5 (1~ 5)	環境教育	V-1, 2	・全ての基本目標に、各目標に関して 県民に学びの機会を提供といった教育 の記述があるべき。	・計画では目標Vに教育を集約、整理しているが、各施策においては、例えば、自然保護、水環境、廃棄物問題、温暖化、森林づくり等、各項目において環境教育の重要性を認識し、実践しています。
87	目標 5 - 1	その他	V-1, 2	・金銭面、動ける人の支援がほしい。	・うつくし作戦なかまづくり推進事業などで、引き続き支援していきます。
88	目標 5	ネットワーク	V-1, 2	・誰がどんな活動をしているか見えな い。身近に見えれば、自主的につなげ られる。	・活動の参加者募集情報や実施情報を、それぞれの団体が自由にマップに書き込み、一目でわかるようにする「うつくし作戦マップ」や、フェイスブックで、活動の情報発信や共有を図っており、今後とも積極的に広報を行い県民の認知を高めていきます。
89	目標 5 一 2	環境教育ア ドバイザー	V-2(2)① p84	・環境教育アドバイザーは、サポーター制度もあってよい制度だが、大人を対象とした環境教育が少ないため、公民館、PTA活動でアドバイザーを利用してもらうなど記載してほしい。	・意見を受け追記しました。
90	目標 5 一 2	環境教育	V-2(2)① p84	・PTAを巻き込んでいったらどうか。	・意見を受け追記しました。
91	目標 5 一 2	指標	V-2	・環境教育参加者数の指標の考え方が わかりにくい。 ・環境教育アドバイザーの派遣はメー ル申込みはできないか?	・133,000名は、平成16年度からの累計で、内訳は、環境教育アドバイザー講座参加者94,355名、環境劇参加者38,645名。2つの環境教育年間参加者数のH22~H26の平均値を基準に、毎年7,000人ずつ増加する設定しています。・アドバイザー派遣の申請は、原則保健所だが、うつくし課やメールでの申込みも可能です。
92	目標 5	環境教育	V- 2(1)(2)	・今年のRWCで県が配っていた省エネチェックシートを行ったが、省エネの取組でどれだけ二酸化炭素が削減できるかを初めて知った。どんな行動が環境にとって良いことのか、一人一人に、伝えてもらうことが大事。	・意見を受け、より環境教育に重きを置くために、目標 V-2(1)と(2)を入れ替えました。
93	第4章	その他	第4章	・県民としては「使ったお金」は当然 知りたいので、これまでの「年度別金 額」を表示してはどうか。	・環境関連事業の決算額については、毎年のうつくし県民会議において報告しているところですが、計画への記載について、第4次計画策定時の検討項目とします。
94	S D G s	SDGs	参考資料 p92	・SDGsを適用するときに大分県ら しさがでるといい。	・意見を受け、SDGsという共通のゴールで個人や団体、企業、行政がつながり、うつくし作戦のさらなる推進につながる説明を追記しました。
95	S D G s	SDGs	参考資料 p92-93	・SDGs自体を知らない人が多い。 なぜSDGsを入れたか、SDGsは 元々何かと入っておくべき。	・意見を受け、SDGsについて追記しました。
96	SDG s	SDGs	参考資料	・水産や林業など、メインとなる順番 でSDGsを表記してはどうか。	・今回の改訂では、大分県長期総合計画に合わせた p94の標記としています。
97	S D G s	SDGs	参考資料	・SDGsのゴール 1 や5なども入れ るべきではないか。	・今回の改訂では、環境省の整理に合わせたゴールに加え、本県では、全ての主体が参加して「おおいたうつくし作戦」に取り組んでいることから、17番のゴールを追加したものとしています。
98	S D G s	SDGs	第1章 参考資料	・SDGsの記述がくどい。	・SDGsは今回の改訂で初めて取り上げるものであり、 記載箇所に応じて記述を変えています。